プロジェクト

項目

法人税等会計基準等の改正について 適用時期(第 474 回企業会計基準委員会で聞かれた意見を踏ま えた対応)

本資料の目的

1. グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを見直し、税効果適用指針及び日本公認会計士協会による会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針」の改正(以下「本改正」という。)を行う場合の適用時期について、第474回企業会計基準委員会(2月21日開催)で聞かれた意見を踏まえた対応について検討することを目的としている。

第 474 回企業会計基準委員会で聞かれた意見を踏まえた対応

(第79回税効果会計専門委員会及び第474回企業会計基準委員会での事務局提案)

2. 本改正への対応には長期の準備期間を必要としないと考えられることから、2023 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することとし、一定の早期適用 へのニーズも考慮して、本改正の公表日以後最初に終了する事業年度の年度末か らの早期適用を認めることを事務局から提案した。

(第 474 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

3. 前項の事務局提案に対して、本改正と税金費用の計上区分(その他の包括利益に 対する課税)の見直しによる税効果適用指針の改正を同時に公表するのであれば、 両者の適用時期が異なると分かりづらくなるのではないかとの意見が聞かれた。

(聞かれた意見を踏まえた再提案)

4. 税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)の見直しによる改正の適用時期として、第2項に記載の本改正の適用時期の事務局提案よりも遅い2024年4月1日以後開始する事業年度の期首からの強制適用及び2023年4月1日以後開始する事業年度の期首からの早期適用を提案している。

この点、税金費用の計上区分に関する改正と本改正は同時期に行うことを意図しており、前項の聞かれた意見を踏まえ、分かりやすさの観点から、両改正の適用時期を合わせることとし、本改正の適用時期について、より適用時期が遅い税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正の適用時期である2024年4月1日以後開始する事業年度の期首からの強制適用及び2023年4月

1日以後開始する事業年度の期首からの早期適用とすることが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

第 474 回企業会計基準委員会で聞かれた意見を踏まえた適用時期の再提案について、ご意見を伺いたい。

以上